

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会
チャイルドシート等貸与事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は社会福祉法人西海市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有するチャイルドシート等の貸与について必要な事項を定めるとともに、家庭で不要になった利用可能なチャイルドシート等を回収し、貸し出すことによりチャイルドシート等の再利用を図り、乳幼児の生命、身体の保護に努め少子化対策に資することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 チャイルドシート等を利用できる者は、乳幼児を養育し西海市内に居住する保護者及びその親族とする。

(貸与装置)

第3条 貸与するチャイルドシート等は次のとおりとする。

- (1) ベビーシート(主に首が座っていない乳児 10kg 未満、0～12 ヶ月程度)
- (2) チャイルドシート(首が座った幼児 9～18kg、100cm 以下)
- (3) ジュニアシート(幼児 15～36kg、135cm 以下)
- (4) ベビーカー（乳幼児を乗せて運ぶ手押し車）

(貸与期間)

第4条 貸与期間は最長で申請時から利用対象者が6歳に達するまでの期間とする。ただし、最初の申請時から1年ごとに更新の申請を行わなければならない。

(利用料)

第5条 チャイルドシート等の消毒及び保存等にかかる諸経費として、利用者は別表に定める利用料を納めなければならない。

2 上記にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には無料とする。

- (1) 利用者世帯が本会会員の場合
- (2) 生活保護世帯
- (3) その他会長が特別に必要と認めた場合

(貸与の条件)

第6条 チャイルドシート等の貸与を受けようとする者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、チャイルドシート等貸与申請書（様式第1号）を西海市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。
- (2) チャイルドシート等の運搬は、原則として利用者が行う。
- (3) 貸与期間終了後は、直ちに本会へ返却する。
- (4) 貸与期間中のチャイルドシート等の破損については、利用者が修復ま

たは同程度の装置にて弁償する。

(貸与の認可)

第7条 会長は、前条の申請書を受理した時は速やかに貸与の可否を決定し、申請者にチャイルドシート等貸与決定(却下)通知書(様式第2号)により通知する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

別 表

利 用 料

装 置 名	1 ヶ月以内または1 ヶ月ごとに
ベ ビ ー シ ー ト	300 円
チャイルドシート	300 円
ジュニアシート	300 円
ベ ビ ー カ ー	300 円